

所得段階別介護保険料（令和 7～8 年度）

所得段階	対象者		基準額に 対する割合	年額保険料
第 1 段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 80.9 万円以下の方	0.25 (軽減措置後)	19,800 円 (軽減措置後)
第 2 段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方	0.45 (軽減措置後)	35,700 円 (軽減措置後)
第 3 段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 120 万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	54,300 円 (軽減措置後)
第 4 段階	世帯員に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 80.9 万円以下の方	0.85	67,400 円
第 5 段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 80.9 万円を超える方	1.00	79,200 円 (基準額)
第 6 段階	本人に市民税が課税されている	前年の合計所得金額が 80 万円未満の方	1.15	91,100 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	1.20	95,100 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の方	1.30	103,000 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 400 万円未満の方	1.50	118,800 円
第 10 段階		前年の合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満の方	1.70	134,700 円
第 11 段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.90	150,500 円
第 12 段階		前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.10	166,400 円
第 13 段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.30	182,200 円
第 14 段階		前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	2.40	190,100 円

※課税年金…障害年金または遺族年金等の非課税年金以外の市民税の課税対象となる公的年金です。

※合計所得金額…「収入」から「必要経費など」を控除した額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ・第 1～5 段階の合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得」を控除し、給与所得が含まれる場合は、給与所得から最大 10 万円を控除した額を用います。

・全段階の合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額を用います。

※老齢福祉年金…明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。